

国内外貨建債券取引約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
<p><b>(受渡しその他の決済方法)</b>                      第2条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。                      (1) 受渡期日は申込者が当社と別途取決めてい                      る場合を除き、約定日から起算して4営業日目                      とします。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p><b>(約款の変更)</b>                      第8条 <u>この約款の条項中、当社から諾否の回答                      期限を定めて変更の申入れがあった場合におい                      て、申込者が所定の期間中に異議の申出をしな                      かったときは、その変更に同意したものとします。</u></p>	<p><b>(受渡しその他の決済方法)</b>                      第2条 取引成立後の受渡し等の処理については、                      次の各号に定めるところによります。                      (1) 受渡期日は申込者が当社と別途取決めてい                      る場合を除き、約定日から起算して4営業日目  <u>(2019年7月16日以降は3営業日目)</u>としま                      す。</p> <p>(2)～(5) (現行どおり)</p> <p><b>(約款の変更)</b>                      第8条 <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指                      示、その他必要が生じたときに、民法第548条の                      4の規定に基づき改定されることがあります。改                      定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその                      効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに                      店頭表示、インターネット又はその他相当の方法                      により周知します。</u></p>